

特定非営利活動促進法 の一部改正について

大阪府 府民文化部男女参画・府民協働課
大阪市 市民局区政支援室市民活動支援担当
堺市 市民人権局市民生活部市民協働課

本日まで説明する内容

- 1. 特定非営利活動促進法(NPO法)
改正の主な経過**
- 2. 今回の法改正のポイント**
- 3. 全てのNPO法人のみなさまに
関係する内容について**
- 4. 認定・仮認定NPO法人のみなさまに
関係する内容について**

1. 特定非営利活動促進法(NPO法)改正の主な経過

**特定非営利活動促進法(NPO法)は
阪神・淡路大震災(平成7年)後、平成10年に施行**

**前回の改正は平成23年(所轄庁の変更、認定事務の移行、
申請手続の簡素化・柔軟化、会計の明確化 等)**

**今回の改正は、NPO関係団体の要望を踏まえて、
超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われ、
NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について
改正を行うもの**

**改正法は、平成29年4月1日から施行
ただし、一部は公布の日(平成28年6月7日)から、もしくは、
公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲内において
政令で定める日から施行**

2. 今回の法改正のポイント

全てのNPO法人のみなさまに関係する内容

- ・事業報告書等の備置期間の延長等
- ・認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等
- ・内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大
- ・貸借対照表の公告及びその方法



本日はこちらを主に説明します

認定・仮認定NPO法人のみなさまに関係する内容

- ・役員報酬規程等の備置期間の延長等
- ・海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等
- ・「仮認定特定非営利活動法人」の名称変更

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (1) 事業報告書等の備置期間の延長等 ①

■ 事業報告書等の備置期間の延長等 (第28条第1項関係)

(改正内容)

FATF勧告(注1)を踏まえ、**事業報告書等**(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿(前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書類))の備置期間が約3年間から約5年間(注2)に延長されます。(第28条関係)

(注1) マネーロンダリング、テロ資金対策の国際基準づくりを行う多国間の枠組みであるFATF (Financial Action Task Force) により、テロリズムに対する資金供与に非営利団体が悪用されないための法令の整備として、国内・国際取引に関する記録の最低5年間の保存及び当局への提供確保等が勧告されている。

(注2) 作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人事務所に備置き。

また、上記書類の所轄庁で閲覧・謄写できる書類についても、過去3年間に提出を受けたものから、過去5年間に提出を受けたものに延長されます。(第30条関係)



事務所への備置期間を約5年間(作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間)に延長してください

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (1) 事業報告書等の備置期間の延長等 ②

(留意点)

- 経過措置・上記書類の備置期間の延長等は施行日(平成29年4月1日)以後に開始する事業年度に関する書類について適用されます。(改正法附則第3条)



平成29年度の事業報告書等: 5年間の備置

平成28年度の事業報告書等: 従来どおり3年間の備置

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (2) 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等

■ 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等（第10条第2項等関係）

（改正の内容）

地方創生や一億総活躍社会実現の重要な担い手であるNPO法人をより迅速に設立可能とする
とともに、申請情報がより短期間で広く市民に周知されるよう措置されました。

所轄庁が行う認証申請の添付書類の縦覧期間が1か月間（現行2か月間）に短縮されると
ともに、現行の公告に加えてインターネットによる公表が可能となります。

申請書類の軽微な不備の補正期間も2週間（現行1か月間）に短縮されます。

なお、国家戦略特別区域においては、特定非営利活動促進法の特例として縦覧期間を2週間に短縮できる措置が講じられています。



**平成29年4月1日以後の
設立の認証申請から適用されます**

**定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も
同様に短縮されます**

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容

(3) 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大 ①

■ 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報の提供の拡大 (新法第72条第2項関係)

(改正内容)

NPO法人に対する信頼性の更なる向上が図られるよう、所轄庁及びNPO法人に対し、内閣府NPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されました。

内閣府においては、内閣府NPO法人ポータルサイトの全面リニューアル（登録や検索の利便性の向上）を実施し、スマートフォンやタブレットからの利用にも対応しました。

NPO法人及びNPO法人制度全体に対する信頼性の更なる向上が図られるよう、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）において、団体の活動情報や財務情報等を積極的に掲載していただくようお願いいたします。

この規定は、公布日(平成28年6月7日)に施行されています

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容

(3)内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大 ②

法人情報を入力するには、
内閣府ホームページから、
ユーザ登録をしていただく
必要があります

お配りしているチラシ⇒
をご覧ください

[参考]内閣府ホームページ

内閣府NPO法人ポータルサイトご利用について

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (4) 貸借対照表の公告及びその方法 ①

■ 貸借対照表の公告及びその方法（新法第28条の2関係）

(改正内容)

変更登記の負担を軽減するため、NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除（組合等登記令を改正予定）されます。

他方、貸借対照表を作成後遅滞なく公告する方式となります。

貸借対照表の公告に係る規定の施行日は
公布の日から2年6か月以内で、
政令で定める日（2号施行日）とされています
（現時点では未定）

↓
詳細な日程が決まりましたら、
各所轄庁からホームページ等によりお知らせします

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (4) 貸借対照表の公告及びその方法 ②

貸借対照表の公告の方法（新法第28条の2第1項）

次の①～④の方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければなりません。

① 官報に掲載する方法（第1号）

② 日刊新聞紙に掲載する方法（第2号）

③ 電子公告（法人のホームページのほか、内閣府NPO法人ポータルサイト等を利用する方法を含む。）（第3号、内閣府令で規定予定）

④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法（第4号、内閣府令で規定予定）

※①及び②の場合は、1度掲載することで公告となりますが、③の場合は貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、④の場合は公告開始後1年を経過する日までの間（内閣府令で規定予定）、継続して公告する必要があります。



**NPO法人は、①から④のいずれかから
貸借対照表の公告方法を選択し、
定款に定める必要があります**

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (4) 貸借対照表の公告及びその方法 ③

現在、多くのNPO法人では、標準定款(定款例)を参考に、
「**法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。**」
と定款で公告方法を定めておられると思います

定款を変更しない場合

今後、毎年行う貸借対照表の公告についても、
定款で定めている公告方法(「法人の掲示場に掲示する
とともに、官報に掲載」)で行う必要が生じます

貸借対照表の公告について、
現行定款で定めている公告方法と別にすることは可能

この場合には、**定款変更が必要**となります！

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容

(4) 貸借対照表の公告及びその方法 ④

○定款への記載例

例えば、③電子公告(法人のホームページ)を選択する場合

〔**現行の定款**〕

(**公告の方法**)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。



〔**変更後の定款**〕

(**公告の方法**)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。



下線部を追加して、貸借対照表の公告方法を規定

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (4) 貸借対照表の公告及びその方法 ⑤

NPO法人のみなさまにおかれましては、

⇒ **貸借対照表の公告について、
次の(1)から(4)のいずれかから、方法を選択してください**

(1) 官報に掲載

(2) 日刊新聞紙に掲載

(3) 電子公告

(法人のホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイト)

(4) 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

⇒ **自法人の定款を確認し、定款変更が必要か検討してください**

注意！

官報以外を選択される法人は、必ず定款変更が必要です

**官報を選択される法人も、現行定款の記載内容によっては、
定款変更が必要です(例 解散公告に限定して定めている場合 等)**

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (4) 貸借対照表の公告及びその方法 ⑥

⇒ **定款変更が必要な場合**

社員総会で定款変更を議決し、議事録を作成



所轄庁に「定款変更の届出」を行ってください

○ **提出書類**

- 
- ・定款変更届出書
 - ・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)
 - ・変更後の定款

所轄庁によって、届出書の様式、提出部数が異なりますので、それぞれの所轄庁のホームページ等で確認してください

※本変更のみの定款変更であれば、認証事項ではないため、この届出で定款変更手続は完了となります

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (4) 貸借対照表の公告及びその方法 ①

⇒ **では、いつの貸借対照表から公告が必要でしょうか？**

貸借対照表の公告に係る規定の施行日は**現時点では未定**

※公布の日から2年6か月以内(平成30年12月7日までの間)で、
政令で定める日(2号施行日)

例) 平成30年10月1日が2号施行日となる場合



平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象

**ただし、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で
直近のもの(特定貸借対照表)についても公告が必要**

この場合

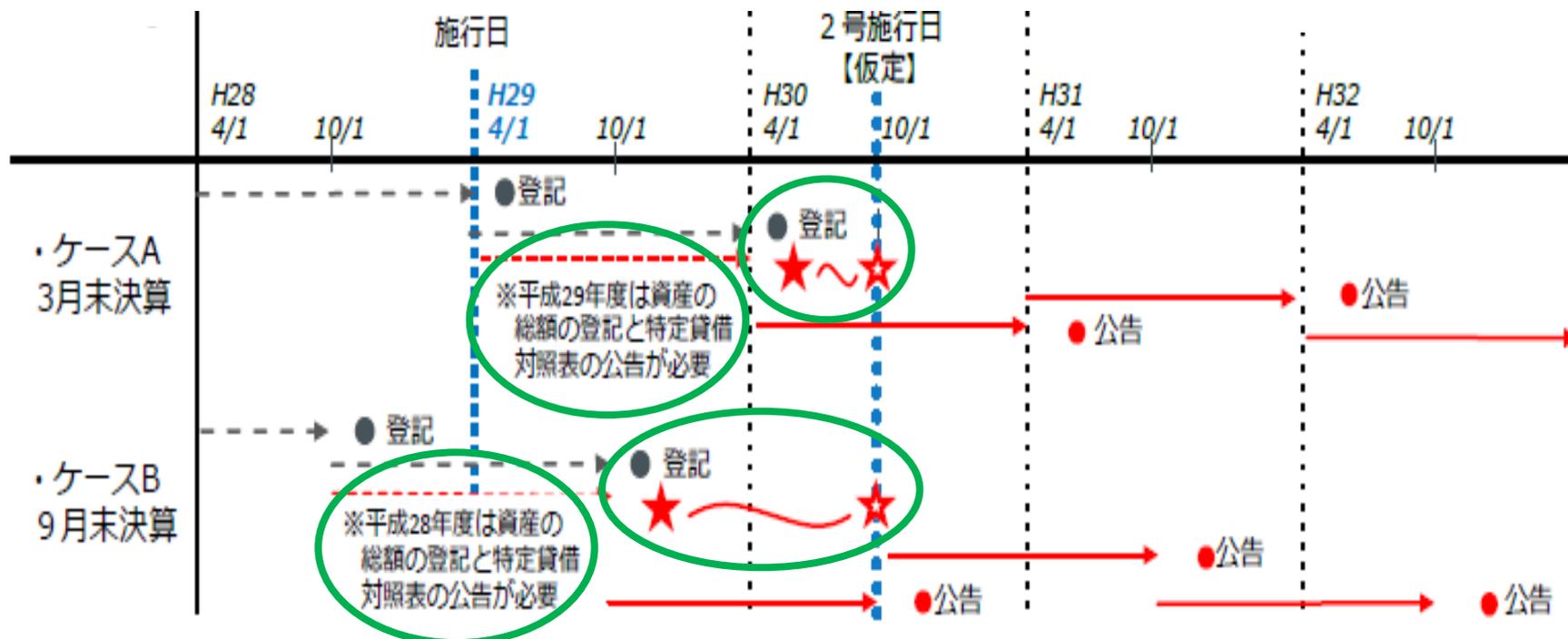
(1) 2号施行日: 平成30年10月1日(仮定)以後遅滞なく

あるいは

**(2) 2号施行日: 平成30年10月1日(仮定)までに
公告する必要があります**

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容 (4) 貸借対照表の公告及びその方法 ⑧

例) 平成30年10月1日が2号施行日の場合(続き)



2号施行日(この場合、平成30年10月1日)以降

⇒図の「●公告」のときに公告

ただし、

平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの(特定貸借対照表)

⇒図の「☆」又は「☆~☆の間」いずれかのときに公告

なお、**資産の総額についても登記が必要**(図の「●登記」のとき)

3. 全てのNPO法人のみなさまに関係する内容

(4) 貸借対照表の公告及びその方法 ⑨

⇒ **どの程度の期間、公告が必要ですか？**

公告の方法によって必要な期間が異なります

(1) 官報に掲載

(2) 日刊新聞紙に掲載

} 1度掲載することで公告となります

(3) 電子公告 → 約5年間※継続して公告する必要があります

※貸借対照表の作成の日から起算して

5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間

例えば、4月から3月を事業年度とする法人が

平成30年度の貸借対照表を

平成31年6月1日に作成した場合

→平成37年3月31日まで継続して公告

(4) 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

→ 1年間継続して公告する必要があります

4. 認定・仮認定NPO法人のみなさまに関係する内容について (1) 役員報酬規程等の備置期間の延長等 ①

■ 役員報酬規程等の備置期間の延長等 (第54条第2項等関係)

(改正内容)

FATF勧告(注1)を踏まえ、事業報告書等の他、前事業年度の役員報酬規定、職員給与の支給に関する規定など法第54条第2項第2号～第4号の書類及び助成金の支給を行った際の実績書類(法第54条第3項)の備置期間が約3年間から約5年間(注2)に延長されます。

(注1) マネーロンダリング、テロ資金対策の国際基準づくりを行う多国間の枠組みであるFATF (Financial Action Task Force) により、テロリズムに対する資金供与に非営利団体が悪用されないための法令の整備として、国内・国際取引に関する記録の最低5年間の保存及び当局への提供確保等が勧告されている。

(注2) 作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人事務所に備置き。

また、上記書類の所轄庁で閲覧・謄写できる書類についても、過去3年間に提出を受けたものから、過去5年間に提出を受けたものに延長されます。(第56条関係)

 **事務所への備置期間を約5年間(作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間)に延長してください**

4. 認定・仮認定NPO法人のみなさまに関係する内容について

(1) 役員報酬規程等の備置期間の延長等 ②

(留意点)

- 経過措置・上記書類の備置期間の延長等は施行日 **(平成29年4月1日)** 以後に開始する **事業年度** に関する書類について適用されます。(改正法附則第6条及び第7条)



例えば、4月から3月を事業年度とする法人の場合
平成29年度の役員報酬規程等
(平成30年6月末までに作成、所轄庁へ提出するもの)
から備置期間の延長対象(約5年間)となります

4. 認定・仮認定NPO法人のみなさまに関係する内容について (2) 海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等

■ 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化等

(旧法第54条第4項等関係)

(改正内容)

これまで、認定NPO法人等による200万円超の海外送金等については、その都度、事前に書類の備置き及び所轄庁への提出が課せられていました。

こうした事務作業が法人の負担となっていたことから、事前提出等を不要とし、金額にかかわらず
毎事業年度1回の事後提出とする(第54条第2項第3号、内閣府令で規定予定)こととなります。

(留意点)

- 経過措置：施行日(平成29年4月1日)に既に認定等を受けている法人は、施行日の属する事業年度以前における海外送金等については、従来どおり、事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要(改正法附則第8条)となります。

※平成29年4月1日を含む事業年度内の
海外送金等については、従来どおりの取り扱いとなります

4. 認定・仮認定NPO法人のみなさまに関係する内容について

(3)「仮認定特定非営利活動法人」の名称変更

- 「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更（第2条及び第3章関係）

（改正内容）

「仮認定」という名称では寄附を集めにくいので名称を変更してほしい等、NPO関係団体からの要望を踏まえ、名称が「特例認定」に改められました。

名称変更のみで、認定基準等は従来どおりです。

（留意点）

- 経過措置：施行日（平成29年4月1日）に既に旧法の仮認定を受けている法人は特例認定を受けたものとみなされます。（改正法附則第9条）※有効期間は残存期間
施行日前にされた旧法の仮認定の申請は特例認定の申請とみなされます。
（改正法附則第10条）

本日、ご説明する内容は以上です

「うちの法人の定款だと、定款変更が必要？」

「定款変更するとしても、どのように記載したらいい？」

など

ご不明な点がありましたら、
それぞれの所轄庁へご相談ください

ご清聴、ありがとうございました

お問合せ先

- **大阪市所管法人** (大阪市のみに事務所を置く法人)
⇒ **大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当**

- **堺市所管法人** (堺市のみに事務所を置く法人)
⇒ **堺市市民人権局市民生活部市民協働課**

- **大阪府所管法人**
 - (1) **島本町のみに事務所を置く法人**
府内の複数の市町村に事務所を置く法人
2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人で
主たる事務所が大阪府内にある法人
⇒ **大阪府府民文化部男女参画・府民協働課**

 - (2) **権限移譲先市町村に事務所を置く法人**
(大阪市、堺市、島本町以外の市町村のみに事務所を置く法人)
⇒ **それぞれの市町村役場のNPO法人担当**